２００５年２月市議会一般質問　　2005 年３月８日（火）　末田正彦

日本共産党倉敷市議会議員団の末田正彦です。さきの市議会議員選挙で掲げました、公約の実現のために全力を尽くす立場から、通告に従いまして、順次質問をいたします。市長並びに関係当局の責任ある答弁を求めるものです。

通告の一番目、防災対策、台風災害の教訓を生かしたまちづくりについて質問いたします。

先般「市民の声」アンケートの結果が公表されました。「あなたが市政について特に力を入れてほしい重点施策は」の項でトップにあげられていたのが防災対策でした。災害に強い安全なまちづくりへの対策が求められています。

昨年は相次ぐ台風の来襲が、倉敷市民の生活に甚大な被害をもたらしました。台風16号からは６ヶ月、23号からは４ヶ月が経過しましたが、今なお、その傷が癒えていないのが実態ではないでしょうか。私もこの間、被害にあわれた多くの市民のみなさんとお会いし、お話をお聞きしました。みなさんは今年のことを心配なさっています。

この２月にはいってからも相談が寄せられました。被災者生活再建支援給付金の申請です。この方は10万円までお金を使っていないと、給付を受けられないと思っておられたのです。この高齢者のご夫婦のお宅は、平屋建てで床上浸水の被害に遭われました。今でも寝る部屋一室だけに、譲ってもらった中古の畳をいれて、茶の間は潮に浸かった畳を捨てた後、板の上にゴザを敷いているだけという状態でこの冬を越されたのです。廊下など床の修繕も、ご主人が自身で材料を買ってきて工事をする。日用生活品も買いたいけれど我慢する。生活が大変なんです。そうやって暮らしてこられたのです。

また、ある飲食店を営んでいらっしゃる方は、台風16号の高潮で、店にあるカラオケセット、家具などほとんどのものがだめになり、商売を続ける事ができるかどうか悩んでいらっしゃいました。でも、「お客さんもいる、もう一度頑張ろう 。」 そしてやっと改装が終わり、店を再開して10日間営業すると、今度は台風23号です。小田川の氾濫により、再び浸水にみまわれました。二度の被害に遭われた方です。

議場の同僚議員のみなさんも、私が述べるまでもなく同じような相談を受けたり、体験をされてきたことだと思います。

そこで私は申し上げたい。台風からいっときの時間が経過はいたしましたが、市長をはじめ行政当局が、こうした被災者のみなさんの声に耳をかたむけて、被害実態の正確な把握を行うことが必要であり、被災者支援に全力を挙げることが必要なこと。そして、市長が提案理由説明で述べていますように「市民の皆様が安全かつ安心して暮らせるまちづくりの推進」を文字通り実施していくためには何が必要か。二つの観点から、質問をいたします。

この項の一つ目は、被災者の思いに沿った支援策になっているのかどうか？ということです。

まずは、「被災者生活再建支援制度」についてです。平成 16 年 10 月 28 日付、内閣府文書「浸水等による住宅被害の認定について」で「住宅被害の認定にかかる被災者生活再建支援法の弾力的な運用を図ることにより、被災者生活再建支援法の積極的活用を図られたい」との通知がでました。そこで、詳細に調査を行う第二次判定を行うこととなり、被災の程度、また条件により、最高300万円の被災者支援を受けられる事になったわけです。再建の手助けになるものとして期待されました。現在、申し出により始まった第二次判定が進み、３月４日に県により、被災者生活再建支援法適用が公示されました。３月７日現在で水島、玉島においては終了し、児島では最終の段階に入ったとのことです。判定調査で、まだ児島の結果が入っていませんが、調査依頼の223件の内、全壊８棟、大規模半壊１棟が認定されています。日本共産党は当初から一貫して第二次判定の実施を求めてきましたが、被災者支援にとって先ず一歩踏み出せたといえるでしょう。

しかし残念なことに、この支援制度は、住宅本体の再建への支援がない、また所得制限が厳しいという弱点を持っています。被災された方にとっては、住宅再建が生活再建の要であり、住宅本体への支援が切実な要望となっているわけです。

今国会に野党三党共同で、住宅本体の再建への支援を含む、被災者生活再建支援法改正案を提出しています。衆院予算委員会でのわが党の高橋議員の質問に対して、小泉首相が同法の「改善」に初めて言及しました。

また、全国で災害が相次いだ中、自治体が独自に住宅本体への支援を含め、独自の上乗せ措置の実施が広がっています。

たとえば、お隣の兵庫県では、県の事業ではありますが、支援法の適用基準を満たさない小規模災害による全壊、大規模半壊世帯ついても支援金の支給制度があります。全壊で住宅の再建・購入に200万円。大規模半壊で補修に100万円の支給です。他にも近隣では、住宅本体への支援は鳥取県、徳島県、京都府などでも実施されています。

そこで質問です。県に働きかけることはもちろんのことですが、市独自でも住宅本体の再建への支援策を制定すべきと考えますが、当局はいかがお考えでしょうか。答弁を求めます。

つぎに、最高10万円の給付金を受ける被災者生活再建支援給付金補助事業についてです。この制度は利用しづらいものでした。領収書を添付しないと申請ができない。まず買わなくてはいけない。そして対象品目が非常に少ない。昨年11月議会でわが党の大本議員の質問に対しての答弁では「低所得者に対しましては、見積書によって給付を行うことや対象品目の柔軟な解釈を県に働きかけるなど、実情に即した対応を心がけてまいりました。」と聞いております。確かに、見積書では可能となりました。しかし品目については、窓口では何の変化もない。私は品目についてはもっと柔軟に対応する必要があると考えます。冒頭で紹介した被災者の方は、結局、２万数千円の給付しか受けられませんでした。お風呂のガスボイラーの費用が出なかったからです。このガスボイラーの費用にしても５万数千円だったんです。被災者の思いに沿った支援をぜひしていただきたい。

私はこの際、対象品目の指定の撤廃をも念頭に入れて、対象品目の拡充が必要と考えますが、当局はいかにお考えでしょうか、答弁を求めます。

また、生活再建支援給付金補助事業の申請期限の３ヶ月間という設定そのものについても、被災者の立場に立って実情を把握し、弾力的な対応をとるべきではなかったか。申し

あげておきます。
　被災者支援策の最後に、台風16号、23号など連続して災害を受けた場合に、被災者のみなさんに対する特段の手立てを求めたいと思います。直したところがまた被災を受ける、金銭的なことはもちろんのこと、精神的なショックは計り知れないものがあります。被災者の思いに沿った対応をご検討願いたいと思います。

　この項の二つ目は、災害防止対策についてです。ハード面での整備はもちろんのことですが、ソフト面から三つの点についてお尋ねしたいと思います。
　第一には、台風16号高潮被害マップの作成をぜひ行ってもらいたい。災害防止対策の基本は過去にあった経験に、学ぶところから始めなければならない。市長はどうお考えでしょうか。作成予定がないということでしたが、被害の実態をとどめておいて、次の防災対策に生かすためにも是非作成すべきと考えますが、当局の見解をお伺いいたします。
　次には、今回提案されている危険予想地図として作製される「津波ハザードマップ」についてです。昨年の台風16号の高潮被害の貴重な経験を反映させて、生きた防災対策に役立つものにしてほしいと思います。
　台風16号の高潮の高さは「津波ハザードマップ」で想定されている波の高さと非常に近い数字となっています。岡山県津波避難誘導計画策定指針（平成16年３月）から今回作成の「津波ハザードマップ」では波の高さを東京湾平均海面プラス３ｍで想定しているようです。台風16号の実際の潮位は宇野港での観測値ですが、最大で同じくプラス2.53mです。津波と高潮、一概には比べることはできませんが、直近のこうした生きたデータは、作業に反映させなければならないと考えます。
　住民にとっては避難路、避難施設等を記したマップであり、事が不幸にして起こった場合には、マップに従って避難すればいいわけです。しかし、行政当局にとっては、「さー、津波だ。逃げろ。」だけではダメなわけで、ハード面の整備をするに当たっての指針となるような、付加価値を持ったものに順次、発展させてもらいたいと思うわけです。当局の見解をお伺いいたします。
　最後に安全・安心なまちづくりにとって、防災の観点から見たまちづくり、たとえば排水計画、治山対策等を総合的に計画・立案すること。そして、責任を持って事に当たる部署の確立が必要かつ重要なことではないかと考えます。聞くところによると総合的な計画を立てる部署が、どうもないらしい。それでは市民生活の安全を守る事はできないと思います。もちろん危険なところ、たとえば児島では小田川、下村川など河口部の防潮堤などはすぐに手を打たなければならないと考えますが、全市的な目で見て総合的な計画を立てる。ハード面での対策がすぐに、すべて出来ようとは思ってはいませんが、準備をすることは必要です。国・県の関係することも多かろうとは思いますが、逆に積極的に提案するぐらいの気構えがいる。やはり、防災対策課がその任に当たるべきではないかと思います。室に格上げされることですし、主体的な役割を果たして計画・立案する。そのために必要な人・物も含めた強化を図ることが必要ではないでしょうか。当局の見解をお伺いいたします。

　次に通告の二番目、「中小零細業者に光をあてる施策を」に移ります。

現在、国民の暮らしを取り巻く状況は、わが党の田辺議員が代表質問でも述べましたように、小泉内閣のもとでこれまでも国民への負担増が繰り返されてきた結果、たとえば勤労者世帯の実収入は６年連続で減少し、完全失業者は３１０万人を越え、自営業者は倒産・廃業で減少の一途をたどっています。また、自己破産件数や自殺者数は過去最高水準で推移するなど、これまでにない厳しい事態に直面しているのが実態です。

そこで私は、中小零細業者の暮らしと営業を応援する施策として、昨年11月議会で我が党の田辺議員が提案いたしましたが、あえてもう一度、小規模工事等契約希望者登録制度と住宅リフォーム助成制度の創設を提案したいと思います。

この項の１番目、小規模工事等契約希望者登録制度です。

この制度は競争入札参加資格をもたない地元の業者で、小規模で簡易な工事などの受注・施工を希望する者を登録し、自治体が発注する小規模な建設工事や修繕工事を直接受注できるようにするものです。受注機会を拡大し、地域経済の活性化を図ることを目的とした制度です。

各地でこの制度の実現に取り組んできた民主商工会によりますと、公共施設が直接発注することで、訪問して受注する「仕事起こし」が発注量を伸ばし、行政側も「地域に大きな経済効果を生んでいる。」と歓迎されているとのことです。

今、全国で実施をしている自治体がふえています。１月31日付全国商工新聞の記事によりますと、40都道府県279自治体で実施されています。調査では8割近くがここ2，3年の間に創設されているということです。

制度の概要は、各自治体で若干違いますがおおむね次のとおりです。登録できる者はその市町村内に、主たる事業所または住所をおいて建設業を営む者。建設業の許可の有無や経営組織、従業員数などは不問です。登録の仕方も、申請書に必要書類を添付して提出するだけの簡易なものとなっています。

この制度の特筆すべきことは、行政側の費用負担なしに地域経済の活性化を図ることが出来るという点です。費用対効果で考えると非常にすばらしい制度だと思います。そうお考えになりませんか。

昨年11月議会では「今後、前向きに研究していきたいと考えております。」との答弁と聞いていますので、倉敷市中小企業振興条例の趣旨にも合致している点もふまえて、ぜひ実施していただきたい。当局の答弁を求めます。

この項の2番目、住宅リフォーム助成制度についてお伺いします。

97年に消費税5％への増税を含む、9兆円の負担増が国民に押しつけられました。いわゆる橋本大不況の結果、倉敷市においても建物着工数が大きくおちこみました。着工数の目安となる建築確認申請の件数も、96年の4195件をピークに翌97年は3111件と激減し、2003年は2710件と減少が続いています。私も建築に携わっておりましたが、事情はよく存じています。

こうした中で、この住宅リフォーム助成制度は、地域経済活性化と不況対策緊急支援制度として始まったものです。住宅などを改修するときに、地元業者に工事を依頼した場合、

自治体が工事費の一部を助成するというものです。助成額に対して工事費総額は数倍から数十倍に上り、家電製品や家具なども買い換えられて個人消費を促し、経済波及効果も多岐にわたり、雇用効果を生み出しています。

昨年12月20日付全国商工新聞によりますと、18都道府県87自治体で実施され、最近では昨年11月に広島県三次市、来年度からは滋賀県大津市でも実施の予定です。全国でその広がりを見せています。

昨年11月議会での答弁では「早急にその実態などを調査・研究する 。」 と聞いておりますが、その後の経過はどうなっているのでしょうか。

趣旨をご理解いただいて、今後の倉敷市の姿勢をお示し願いたい。前向きな答弁を求めるものです。

最後の質問事項となりますが、“ 青年に仕事を、ヤングハローワークの設置を ” のテーマで質問いたします。

昨年の年間完全失業率は4.7%、完全失業者数は 313 万人です。最悪時からみれば数字の上では若干持ち直したとはいえ、24歳までの若年者失業者は9.5%で、その数字には反映されないフリーターやニートが増大しています。世帯主の失業者が80万人、 1 年以上仕事に就けない完全失業者も 100 万人（04年 7 月から 9 月平均）など、雇用情勢の深刻さは変わっていません。

高齢者をめぐる雇用状態も深刻ではありますが、とりわけ、15歳～34歳の若年労働者のおかれている状況は、平成15年版国民生活白書からみても非常に深刻です。

1990年から2001年の間にパート、アルバイトなどの不安定雇用者、失業者を含むフリーターが 183 万人から 417 万人へと増加しています。正社員の動向はといいますと、社員 500 人未満の規模の小さな企業では、 3 万人増加しているにもかかわらず、 500 人以上の規模の大きな企業では、逆に 108 万人減っています。

そして、若年者の就業時間については、労働時間の短い正社員が減少して、パート、アルバイトに置き換わり、その一方で週60時間以上の長時間労働の正社員が、49万人も増加しています。つまり長時間過密労働が増えているわけです。

しかし、こうした中でもフリーターの 7 割が正社員としての就職を望んでいるんです。

そこで、市長におたずねいたします。若者がこうした不安定雇用におかれた状態、あるいは長時間過密労働にさらされている状態を、どう認識されているのでしょうか。将来の日本を背負う若者の雇用を創出するために、その窓口としてのヤングハローワークの設置を含め、あらゆる手立てをとってもらいたい。自治体の長としての責務だと考えますが、見解をお伺いいたします。

以上 3 項目にわたって、質問をいたしましたが、市長並びに関係当局の誠意ある答弁を期待しまして質問を終わるものです。